

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十月二十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヒマラヤ岡山店

所在地 岡山市豊成二丁目一―一―一―二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社エス・エフ・ディー

住所 大阪府大阪市西淀川区竹島二丁目三―一―八

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 英邦

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後八時 (変更後) 午後九時三十分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前九時三十分から午後十時まで

4 変更年月日

平成十八年十一月一日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ヒマラヤ

住所 岐阜県岐阜市江添一丁目一―一―

代表者の氏名 代表取締役 小森 裕作

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百四十一平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 七十三台

イ 駐輪場の収容台数 十台

ウ 荷さばき施設の面積 四十一平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 十一立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
- イ 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後八時まで

二 届出年月日

平成十八年十月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年十月二十日から平成十九年二月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局経済企画総務課